

大山町議会議長 野口俊明様

大山町議会議員 加藤紀之

平成25年大山町議会議員研修報告書

1	日時	平成25年11月18日(月)～19日(火)	
2	研修地	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所	
3	研修内容	(内 容)	
		(1) 災害からの再生と震災復興	(場 所) 滋賀県大津市
		(2) これからの地方議員のあり方	滋賀県大津市
		(3) 地方財政の課題と方向性	滋賀県大津市
		(4) 地方自治と議会改革	滋賀県大津市
4	研修結果 又は概要 (意見・ 感想)	(1) 災害からの再生と震災復興 まずは、「復興」という言葉に定義がないという視点からの講演だった。法律・ルールなどには、定義が定まっていないと無効になる可能性があり、定義の存在は必要不可欠だ。そのため、「東日本大震災復興基本法」が制定された。しかしながら、それでも復興観は「創造的復興」と「生活復旧」とに大別される。さらに、復興の主体(政府、自治体、住民)が定まらず、合意形成の手法も定まっていないため、なかなか復興も進展しないようだ。	
		(2) これからの地方議員のあり方 法的な側面から「議会とはなにか・なぜ議会が必要なのか」を考えさせられる講演だった。同時に、議会基本条例が必要な理由を分かり易く解説された。議会としての権限は法に書かれているが、議員としての仕事内容については触れられていない。地方議員に求められる資質として何が 필요한のか、現行の法の下では議員、住民、どちらの視点からも不明瞭である。 それゆえ、議会基本条例がいかに必要であるか、経験の浅い自分にも感じられた。	

4	調査結果 又は概要 (意見・ 感想)	<p>(3) 地方財政の課題と方向性</p> <p>我が国は、国が企画・立案、財政を保障する一方、地方が執行を担う「集権的分散システム」になっている。国の関与・規制は詳細で、支出面でも地方の裁量・権限は限られるが、地方の財政上の責任も限られている。税収面では、国と地方の税収比率は4対6だが、支出面では6対4と逆転し、地方が税収サイドよりも大きな支出責任を担う「垂直的財政力格差」が顕著である。にも関わらず、地方自治体は幅広い公共サービスの提供を担っている。</p> <p>以上の観点から、一層の地方分権を進めていくなか、望ましい地方税の条件として以下が挙げられる。安定した収入が得られること、地域間で偏在しないこと、課税ベースが地域間で移動しないこと、財政責任が明確であること、である。</p>
		<p>(4) 地方自治と議会改革</p> <p>片山善博元鳥取県知事による、□地方分権と議会改革、□住民から見た議会への違和感、□これまでの議会改革を点検する、□これからの議会改革を考える、□地方議会をめぐる最近の話題、の5つの小テーマでの講演だった。</p> <p>特に気になったのは、□の違和感についてであった。例えば、傍聴に関してだが、議場で拍手してはいけない、というような禁止事項に違和感を覚えるという内容があった。たしかに、住民に傍聴を促しておきながら、規制としては厳しすぎる内容かもしれない。</p> <p>また、請願のハードルが高すぎるので請願議員を輪番制にするなど、親しい議員がいない住民がもっと容易に出来る工夫を、というような内容もあった。</p>
		<p>(5) まとめ</p> <p>この度のセミナーは全国から200数十人の市町村議会議員が参加されていた。各講演ごとに、数人が質問をする時間が用意されていた。たまたま市議会議員が重なったようだが、その内容に少し呆れてしまった。一般常識に欠けるような内容で、議会改革や基本条例を考える以前に必要な事柄があるように思った。</p> <p>宿泊に際して、各県の議員ごとに近い部屋割りになっていたようで、日南町の議員としばし歓談する機会に恵まれた。元職員だったということで、現状の町村議員の抱える課題などを、議会、執行部の両面からの視点で聞かせてもらった。</p> <p>さて、視察・研修などは効率的に行い、報告書などで学ばよという主張をされる方がおられるが、私はそう思わないし、このセミナーでそれを再確認した。ことわざにもあるように、百聞は一見に如かずである。講演自体もそうだが、先に挙げたような経験も報告書からは得られない。私は書物から得られるものは少ないと思っている。書物に書ける文量は、人が口にする言葉の量とは比較にもならない。そういう意味で、書物は参考資料程度だと考えている。</p> <p>今後も、目で見て肌で感じ、そして見識を広げる。そういう機会を活用したいと感じたセミナーであった。</p>